

5-1 宅地造成等規制法

宅地造成等規制法は、1961年（昭和36年）に集中豪雨により神奈川県、兵庫県等の宅地造成地において相次いで発生した崖崩れの災害を契機として、土砂災害の防止を目的に1962年（昭和37年）に制定されました。しかしながら、この法律にもとづく宅地造成工事規制区域は国土のわずか2.7%です。さらに、危険性のある大規模盛土造成地が宅地規制区域内のみに存在するとは限らず、また、兵庫県南部地震や新潟県中越地震の際に宅地造成工事規制区域外においても大規模盛土造成地（特に谷埋め盛土）で地すべりの崩落が発生したことなどから、宅地造成工事規制区域外の既設の造成宅地の安全確保対策として、2006年（平成18年）に宅地造成等規制法が改正され、一定の要件を満たす危険な盛土を「造成宅地防災区域」として指定し、災害防止のための措置の勧告、命令ができるようになりました。

これまで、既設の造成宅地については、耐震性を調査・検討し、対策を施すことはほとんど行われていませんでしたが、この改正にもなって、国土交通省より「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン（案）」、平成27年に「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説に改定」が示されたことや、滑動崩落の防止を図ることを目的として「宅地耐震化推進事業」が創設されたことにより、ようやく既設の造成宅地における調査・検討・対策が始まりました。

宅地造成等規制法が昭和37年に創設され、その後、昭和40年代に大都市周辺部において新規宅地の大量供給が開始されましたが、当時、盛土等の土構造物の耐震設計は、フィルダム等の一部の重要構造物を除き、ほとんど行われていなかったことから、宅地造成における土構造物、擁壁等の耐震設計も行われておりませんでした。2011年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）における仙台市の被災宅地の多くは（緑ヶ丘地区や折立地区等）、仙台市が昭和40年に宅地造成工事規制区域に指定する直前に造成されたものでした。

2006年に宅地造成等規制法が改正されましたが、その主な内容は、滑動崩落防止のための技術的基準を追加したことと、都道府県知事が滑動崩落防止の危険のある既存の造成宅地を指定し、災害防止のために擁壁、排水施設、地すべり抑止杭の設置等の措置の勧告・命令ができるようになったことです。

宅地造成の設計方法については、本法律が創設された1962年から現在までの間の50数年の間に大きく変化している。既設の造成宅地の耐震性はそれぞれの宅地によって大きく異り、宅地の耐震設計については、以下のような問題があると考えられます。

- 宅地造成等規制法が制定された1962年より前に造成された宅地では、地震時の安定性に関してはほとんど考慮されていない可能性がある。また、1962年より新しく造成された宅地でも、古いものほど地震時の安定性に関して考慮が少ないものが多い可能性がある。
- 大規模地震動を考慮して設計されている宅地はあるものの、それは最近の一部に限られ、多くの宅地では大規模地震動は考慮した設計はされていない。現在では、一定の条件下での宅地開発は宅地造成等規制法や都市計画法における規制の対象になっており、擁壁や盛土・切土を対象として技術基準が設けられており、また、建築基準法において擁壁に関する技術基準が定められている。しかしながら、一定規模以下の宅地開発（ミニ開発）や一定以下の壁高の擁壁（宅造法が適用される擁壁では盛土1m以下、建築基準法の適用となる擁壁では2m以下など）に関して技術規定は特になく、地震に対する設計・施工は設計者の判断で行われているため、耐震性を考慮されていない場合が多数存在しているなどの問題が指摘されている。

<参考文献>

地盤工学会：地震と豪雨・洪水による地盤災害を防ぐために ―地盤工学からの提言―、2009年8月。

5-2 土砂災害防止法

土砂災害の多いこの日本。多くの被害がこれまでありました。これからも雨は降り地震も来ます。そして土砂災害は起こります。何とか、生命を守るために出来たのが、“土砂災害防止法”です。

1 土砂災害防止法が出来たきっかけ

平成 11 年 6 月に広島県で大雨により土砂災害 325 件、死者 24 名という甚大な被害が発生しました。土砂災害の危険性がある範囲に多くの人家があり被災したこと等を受けて、整備に時間と費用のかかる砂防ダムなどの対策工事だけでなく、まずは生命・身体を守る必要性が高いと認識されました。そこで、出来たのがこの法律です。

2 土砂災害防止法とは

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について設定し、危険を周知し、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

この法律、正式には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といいます。

3 警戒区域と特別警戒区域

警戒のレベルに応じて 2 種類の区域に分けられています。

- ・**特別警戒区域** 特に危険な範囲のことで、建物が壊れるくらいの危険性が考えられる範囲です。危険なまま宅地分譲することができなかつたり、家屋の新築や増改築の際に、補強が必要になったりします。
- ・**警戒区域** 土砂が到達する可能性のある範囲のことで、避難が望まれる範囲です。非常に規模の大きい災害の場合、死者が出る場合があります。

4 土砂災害の種類

・急傾斜地の崩壊

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象で傾斜度が30度以上で斜面中や斜面の下側が特に危険性が高くなります。

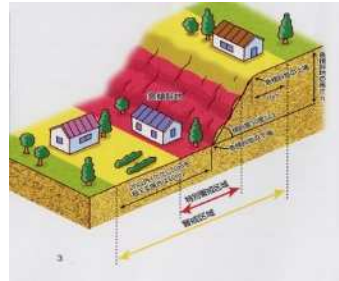


図1 急傾斜地

・土石流

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れ下る現象です。勾配が緩くなると土砂が谷からあふれ出し、我々の生活圏に影響を与えます。川沿いの上流部で危険性が高くなります。

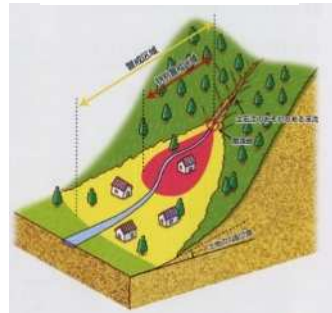


図2 土石流

・地滑り

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、断続的に斜面がすべり出す現象です。地滑り地は傾斜が緩く、人が住んでいたり農地として利用していることもあります。

5 最後に

危険区域は、自治体のホームページなどから確認できます。一度、自分の家や会社、実家等が区域に入っていないか、調べてみてはいかがでしょうか。

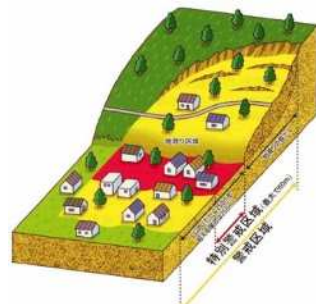


図3 地滑り

参考資料

- ・国土交通省 水管理・国土保全局砂防部ホームページ
- ・各県砂防担当課のホームページ ・市町村発行のハザードマップ